

屋外広告業登録申請における提出書類

登録申請に必要な書類は、以下の一覧表のとおりで、「申請者が個人である場合」、「申請者個人が未成年である場合」及び「法人である場合」の3つの区分においてそれぞれ提出書類に違いがあります。

屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類等一覧

○：提出する書類

書類の名称（様式の番号）		申請者の区分			注意事項	根拠規定
		個人	未成年	法人		
登録申請書（様式第8号）		○	○	○	市収入証紙を裏面に貼付する	条例第19条の2第1項
誓約書（様式第9号）		○	○	○	登録申請者が誓約する	条例第19条の2第2項
住民票抄本	申請者	○	○	—	3か月以内に発行されたものに限る	条例第19条の2第2項 規則第11条第3項
	法定代理人	—	○	—		
	法人役員	—	—	○		
	業務主任者	○	○	○		
登記簿謄本	申請者	—	—	○		
略歴書 （様式第9号の2）	申請者	○	○	—	—	
	法定代理人	—	○	—	—	
	法人役員	—	—	○	—	
	業務主任者	○	○	○	—	
業務主任者の資格を証する書面		○	○	○	本人の原本証明が必要	

- 注) 1. 「業務主任者の資格を証する書面」とは、講習会修了証等の写しに原本証明をしたものをいいます。
2. 一覧表に示すほか、民法第6条で営業を許された未成年者が申請者である場合は、登記（商法第5条、商業登記法第43条から）を確認します。